



平成 20 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ユ ビ キ タ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 川 内 雅 彦
(コード番号：3858)
問 合 せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 麻 生 博 文
(TEL. 03-5908-3451)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 20 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、資本金の額が 5 億円を超え、会社法第 328 条第 1 項の規定により監査役会及び会計監査人の設置が義務付けられるため、第 5 章「監査役」の規定に所要の変更を行い、また、第 6 章「会計監査人」の規定の新設を行うものです。
- (2) 法令で定める監査役の員数が欠けた場合に備え、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とするものです。
- (3) その他上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 定款変更の内容

別紙「定款変更の新旧対照表」をご参照ください。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 20 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 20 日（予定）

以 上

定款変更の新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第5章 監査役	第5章 監査役 <u>及び監査役会</u>
第30条 (監査役の設置) 当会社は監査役を置く。	第30条 (監査役 <u>及び監査役会</u> の設置) 当会社は、 <u>監査役及び監査役会</u> を置く。
(新設)	<u>第34条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>
(新設)	<u>第35条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>第36条 (監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>第37条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
(新設)	<u>第38条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
第 <u>34</u> 条～第 <u>35</u> 条 (条文省略)	第 <u>39</u> 条～第 <u>40</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>第41条 (補欠監査役の予選の効力)</u> <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
(新設)	第6章 <u>会計監査人</u>
(新設)	<u>第42条 (会計監査人の設置)</u> <u>当会社は、会計監査人を置く。</u>
(新設)	<u>第43条 (会計監査人の選任)</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第44条（会計監査人の任期）</u> <u>1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	<u>第45条（会計監査人の報酬等）</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第6章 計算	第7章 計算
<u>第36条</u> ～ <u>第39条</u> （条文省略）	<u>第46条</u> ～ <u>第49条</u> （現行どおり）